

尼崎市医師会 後援名義等許可に関する規程

(用語の定義)

第1条 後援、共催、協賛の定義は下記のとおりである。

①後援とは、そのイベントに社会的な信用を付与するための、名義使用の承認に限る場合をいう。

②共催とは、そのイベントを複数の団体で開催し、その主体のひとつとして運営に参加することをいう。

③協賛とは、そのイベントの趣旨に賛同し協力することで、名義使用の承認以外に金銭的援助も伴うことをいう。

(後援の許諾)

第2条 後援の許諾は、原則下記の①から④の条件を充たした場合に、理事会の決議によって行う。

①保健・医療・福祉の向上に寄与するものであること。

②特定の企業等のPR等、営利を目的としていないこと。

③特定の政党等の政治利用を目的としていないこと。

④主催者は医師会、医会、医療機関等、学会、教育機関、行政等の団体であること。もしくは「〇〇協会」や「〇〇の会」等規約によって非営利性が明確な団体であること。

(その他後援の許諾)

第3条 第2条の条件によらず、芸術・文化・スポーツに関連し公益性があるなど、医師会が後援するにふさわしいものと理事会で判断されたもの。

(共催の許諾)

第4条 共催の許諾は、原則第2条の①から④の条件を充たした場合に、理事会の決議によって行う。イベントに対しては共同主催となり、運営する団体のひとつとして参画する。

第2項 ただし前項の共同主催ではなく、単に名義貸しのための共催とするときは、所定の申請書にその旨を明記する。

(協賛の許諾)

第5条 協賛の許諾は、原則第2条の①から④の条件を充たし、かつ金銭的援助が必要と認めた場合に行う。但し、その許諾並びに金額は理事会の決議によって行う。

(申請)

第6条 後援・協賛の申請（依頼文）は従前とおり任意とする。また共催の申請は尼崎市医師会の所定の申請書（様式第1号）を使用する。

(改定)

第7条 この規程を改定しようとする時は、理事会の決議を経なければならない。

附則 この規程は平成31年3月19日より施行する。

共 催 申 請 書

年 月 日

尼崎市医師会
会長 八田 昌樹 様

申請者

住 所 (〒)

団 体 名

代 表 者

印

連絡責任者

電 話

下記により事業を開催する計画において、尼崎市医師会の共催を受けたい
ので、申請します。

事業の名称		
事業の目的		
主催団体名		
会 場		
開催日時		
参加対象及び 予 定 人 数	人	
入 場 料 又は参 加 料	有 () 円) ・ 無	
形 態 (□に✓を 入れて下さい)	<input type="checkbox"/> 共同主催 尼崎市医師会は、開催・運営団体の ひとつとして参画する。	<input type="checkbox"/> 名義使用 <ul style="list-style-type: none"> ・名義使用のためのみとする。 ・尼崎市医師会は、企画、運営、経 費負担等には参画しない。またイベ ント内での出来事、中止等について の責任は負わない。

◎添付書類

(1)事業実施計画書又は趣意書、(2)チラシ、ポスター等、(3)団体規約又は会則等